

参考資料 1 - 2

29 高文書第 100 号
平成 29 年 7 月 26 日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
教 育 長 職 務 代 理 者
人 事 委 員 会 事 務 局 長
監 査 委 員 事 務 局 長
労 働 委 員 会 事 務 局 長
収 用 委 員 会 事 務 局 長
高 知 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長

様

総 務 部 長
(公 印 省 略)

個人情報保護条例に基づく個人情報の収集、利用及び提供の制限による事務
事業への影響の実態調査について（照会）

高知県個人情報保護条例（以下、「県条例」という。）は、平成 13 年 10 月 1 日から施行（議会事務局については平成 17 年 4 月 1 日から適用）され、個人情報の保護に関する取扱いについては一定定着してきたところであり、また、県内の各市町村においても、団体ごとに制定された個人情報保護条例（以下、「市町村条例」という。）に基づき、個人情報の取扱いがなされているところです。

これらの個人情報の取扱いのうち、例えば、思想、信条、病歴等の要配慮個人情報の収集については、民間を対象とする個人情報保護法においては、本人同意がある場合や、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるときなどには収集することが可能とされています。また、国の行政機関を対象とする行政機関個人情報保護法にはそもそも収集の制限に関する規定がありません。

一方、県条例では、要配慮個人情報について、原則として収集してはならないとされているなど、国よりも厳格な取り扱いを行っています。

このように国と異なる内容を含む本県の個人情報の取り扱いについては、収集、目的外利用や提供及びオンライン結合による個人情報の提供が制限されていることによって、県や市町村、また、これらから個人情報の提供を受けて活動を行う各種団体の事務事業に影響が生じているのではないかと、あるいは今後生じる可能性があるのではないかとのご意見を聞くところです。

また、個人情報保護の観点から職員が過剰に反応し、個人情報の収集及び提供等を躊躇して、事務事業の遂行に少なからず影響が及んでいるのではないかとといったことも懸念されるということです。

こうしたことから、個人情報の保護を適切に図りながら、事務事業が円滑に進むよう、個人情報の収集及び提供等について、新たな仕組みづくりを検討しています。

つきましては、県条例・市町村条例に基づく個人情報の収集及び提供等の制限により、所属の事務事業に支障が生じている、あるいは生じることが予想される事例の有無等について調査を行いますので、可能な限り課題等を掘り起こし、ご回答いただきますようお願いいたします。

記

- 1 調査内容 別紙調査票のとおり
(なお、特定個人情報（いわゆるマイナンバーを含む個人情報）については、調査対象外とします。)
- 2 回答方法 所属ごとに記入した調査票を各部局主管課で取りまとめのうえ、電子メールで文書情報課に送付してください。
- 3 回答期限 平成 29 年 8 月 14 日（月）

(担当)

総務部文書情報課（宅間）

E-Mail 010301@ken.pref.kochi.lg.jp

TEL 088-823-9156（内線 2161）

FAX 088-823-9250

個人情報保護条例に基づく個人情報の収集、利用及び提供の制限による事務事業への影響の実態調査について（調査票）

※特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）については、この調査の対象外とします。

所属名	
担当者名	
TEL	

問1 所属の事務事業における個人情報（要配慮個人情報を含む。）について、県条例・市町村条例に関連して収集・利用・提供に支障が生じている事例（いわゆる過剰反応による躊躇や収集等を取りやめた事例、又は今後支障が生じることが予想されるものを含む）がありますか？

- なし（→問2以降へ）
あり（→問1-1以降へ）

問1-1 個人情報の収集、目的外利用・提供、オンライン結合による個人情報の提供の制限により事務事業に支障がある事例等を可能な限り掘り起こしていただき、下欄に記入してください（資料があれば別途ご提供ください）。

[]

問1-2 問1-1で回答いただいた事例について、どのような制限緩和（条例改正や解釈運用基準の見直しなど）を行えば、事務事業の円滑な実施が可能になると考えますか。

[]

問2 要配慮個人情報について

この度、個人情報保護法等の改正を踏まえた条例改正を行い、収集制限の対象となる要配慮個人情報の対象を明確化することとしていますが、これによる影響はありますか。

（改正内容及び収集制限の対象は、次ページ「※要配慮個人情報について」及び別添参考資料を参照してください。）

- 影響なし
影響あり（下記に具体的内容を記入ください。）

[]

※要配慮個人情報について

個人情報のうち、要配慮個人情報は、基本的人権にかかわるものであり、不適正に取り扱われた場合には個人の権利利益を侵害するおそれが大きいため、県条例では本人の同意の有無にかかわらず原則として収集を禁止しています。

平成 29 年 6 月議会において行われた条例改正では、明確化の観点から、定義を次のとおり改めました（下線部分が新たに加わった文言）。（別途規則で定める日から施行）

【改正前】

- ・思想、信条、信教
- ・~~社会的差別の原因となるおそれのある個人情報~~

【改正後】

- ・思想、信条、信教
- ・人種
- ・社会的身分
- ・病歴
- ・犯罪の経歴
- ・犯罪により害を被った事実
- ・その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める事項

（以下のカッコ書きの事項は、今後実施機関が規則において規定するもの）

- ・身体、知的、精神障害（発達障害を含む）
- ・難病等
- ・健康診断その他の検査の結果
- ・健康診断等の結果等に基づく保健指導、診断・調剤情報
- ・本人を被疑者（被告人）として逮捕、捜索、拘留等の刑事事件に関する手続きが行われたこと
- ・非行少年（疑いがあるものを含む）としての調査、観護の措置、審判、保護処分その他少年の保護事件に関する手続きが行われたこと
- ・生活保護を受給したこと
- ・成年被後見人、被保佐人、被補助人

※これまでの「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」という文言を削除するとともに、対象を具体的に明記することにより、要配慮個人情報の範囲を明確化したものです。

問 4 その他、個人情報保護条例の運用等に関する意見、提案があれば、下欄に記入してください。

（例：問 1 の事例以外で個人情報の収集・利用・提供の制限を廃止又は緩和することで、更に事務事業の取り組みが強化・充実されることができるといった事例など）

[]

ご協力ありがとうございました